

第一類 第一號

衆議院内閣委員会議録

(三十四)

昭和四十年二月四日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君

理事 永山 忠則君

理事 田口 誠治君

理事 塚田 徹君

野呂 恭一君

角屋堅次郎君

井原 岸高君

稻村 隆一君

受田 新吉君

大出 康行君

藤尾 正興君

岩動 道行君

綱島 正興君

山内 広君

岸高君

岩動 道行君

綱島 正興君

山内 広君

井原 岸高君

稻村 隆一君

受田 新吉君

大出 康行君

藤尾 正興君

岩動 道行君

綱島 正興君

山内 広君

井原 岸高君

稻村 隆一君

受田 新吉君

大出 康行君

藤尾 正興君

出席國務大臣

法務大臣 高橋 等君

外務大臣 鈴名悦三郎君

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 櫻内 義雄君

運輸大臣 松浦周太郎君

労働大臣 石田 博英君

建設大臣 小山 長規君

通商大臣 高橋 衛君

國務大臣 増原 恵吉君

國務大臣 愛知 摂一君

出席政府委員

出席政府委員 総理府総務長官 白井 庄一君

大蔵政務次官 鈴治 良作君

委員外の出席者 専門員 加藤 重喜君

閣提出第三二号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

北海道開発法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

皇室經濟法及び皇室經濟法施行法の一部を改正

二月三日

昭和四十年二月四日

する法律案(内閣提出第一九号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

題とし、趣旨の説明を聽取いたします。櫻内通商

産業大臣

第八条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の

一条を加える。

第八条の二 貿易振興局においては、左の事務を

つかさどる。

一 輸出の増進、改善及び調整に関する事務を

統括すること。

二 通商に伴う外因為替を管理すること。

三 輸出に関する税関長の指揮監督に関するこ

と。

四 通商手続を監査し、及びその勵行を図ること。

五 輸出検査に関すること。

六 輸出保険に関する事務。

七 輸出保險特別会計の經理を行なうこと。

八 デザインに関する指導及び奨励並びにその

濫用の防止に関する事務。

九 通商に関する団体の指導及び監督を行なうこと。(通商局の所掌に係ることを除く。)

十 条約に基づいて日本国に駐留する外國軍隊、日本国に在留する外國人等に対する物質の供給及び役務の提供に関する事務を統括すること。(防衛廳設置法の所掌に係ることを除く。)

十一 通商經濟上の經濟協力に関する事務を統括すること。

十二 通商經濟上の經濟協力に関する協定又は

統括すること。

十一 通商經濟上の經濟協力に関する事務を統括すること。

十二 通商經濟上の經濟協力に関する協定又は

第一類第一号 内閣委員会議録第二号 昭和四十年二月四日

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部(ニニニ二)を削除する

一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

在タンガニイカ日本国大使館

在タンザニア日本国大使館

在ケニア日本国大使館

在ケニア日本国大使館

在マルタ日本国大使館

在マラウイ日本国大使館
在ザンビア日本国大使館

在日米國公使館

在メルボルン日本国総領事館

在ハノバ日本総領事館

在トロント日本国総領事館

在ヒューストン日本国総領事
在マド拉斯日本国総領事館

在ラス・パルマス日本国総領

在トロント日本国領事館

在ヒューストン日本国領事館

在イスタンブル日本国領事館

在イスタンブル日本国領事館

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一
部改正

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一類第一號 內閣委員會議錄第二號

昭和四十年一月四日

附則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在タンガニイカ大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

理由

在外公館を新設し、及び昇格させるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定める等の必要がある。これが、この法律の案を提出する理由である。

○河本委員長 趨旨の説明を聴取いたします。権名外務大臣。

○権名国務大臣 ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

今回の改正は、

一 アメリカ局の所掌事務のうち中南米地域に

関する部分と移住局の所掌事務とをあわせて

中南米・移住局を設置し、アメリカ局を北米

局と改め、移住局を廃止すること。

二 欧亜局の中東アフリカ部を局に昇格し、

その所掌事務を定めるとともに、欧亜局の所

掌事務に所要の改正を行なうこと。

三 外務省の職員の定員を改正すること。

四 本法は、昭和四十年四月一日から施行すること。

を規定いたしております。

中南米、移住局につきましては、御承知のとおり中南米には、二十二カ国の独立国があります

が、これら諸国は、人種、言語、宗教、文化の面におきましては、いざれも共通の要素を有しておなり、また、国際政治、経済の面では、ラテン・アメリカ・グループとして結束しておるのであります。

中南米諸国は、従来アメリカ大陸に位置しているところからアメリカ局において所掌してきましたが、北米地域とは、歴史的、言語的にも、また文化、経済の発展段階等においても非常に大きくな差異があり、かつまた最近の国連貿易会議において表面化した南北問題においても、特殊な地位を占めています。よって、この際対中南米外交を新しい視野から一段と強化するため、従来のアメリカ局から中南米地域の事務を分離するとともに、

特に中南米地域と密接な関係を有する移住局の所掌事務をこれにあわせまして、中南米、移住局を設置することとしたしました。なお、これに関連いたしまして、従来のアメリカ局を北米局と局名を変更いたします。

中近東アフリカ部の局への昇格につきましては、中近東アフリカ地域におきましては、現在独立国四十七カ国の多きに達しておりますが、これら諸国は、政治的、経済的、宗教的、文化的にヨーロッパ地域とは著しく異なるのみならず、民族意識がきわめて強く、国際政治面でも一体として行動することが多くなっております。最近これら諸国と我が国との貿易量は、増加の一途をたどつております。今後政治、経済協力、文化協力等の面での関係もますます緊密化することが予想されます。

以上の観点からこれら地域に対し一貫した政策を強力、かつ、効果的に実施するため、従来欧亜局の一部であった中近東アフリカ部を局に昇格し、中近東アフリカ局とするものであります。

外務省職員の定員につきましては、在外公館の新設、既設公館の増強のため、特別職二人、一般職六十三人、計六十五人の増員をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず、本法律案の第一条におきましては、大使館の新設三館、公使館より大使館への昇格二館、領事館の新設二館、領事館より総領事館への昇格二館、領事館の新設一館を規定いたしますとともに、タンガニイカの国名の変更に伴いまして所

要の改正をいたしております。

大使館の新設三館は、いざれも昨年中に独立いたしました地中海のマルタ、アフリカのマラウイ及びザンビアにそれぞれ大使館を新設し、近接の大

公使館より大使館へ昇格する公館は、現在パナ

マ大使館が兼轄いたしておりますコスタ・リカ公使館でありまして、コスタ・リカの中米共同市場における重要な地位にもかんがみ、わが国との貿易関係を一層改善伸長し、かつまた同国との友好を深めることをお願い申します。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

以上二件につき、何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○河本委員長 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

小山建設大臣

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう改正する。

第三条第四号中「海岸堤防」を「海岸」に、「助成」を「助成及び監督」に改める。

第四条第三項中「第一号の三まで、第十七号から第十八号の三まで」を「第一号の三までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務のうち新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業(幹線街路その他の重要な公共施設で都市計画として決定されたものの用に供する土地の造成を主たる目的とするものを除く。以下次条第二項において同じ。)の実施、指導、助成及び監督に関するもの、前条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務(都市局の所掌に属するものを除く。以下次条第二項において同じ。)、前条第十七号から第十八号の四まで及び第二十二号の三に規定する事務、同条第二十二号の五に規定する事務(都市局の所掌に属するものを除く。以下次条第二項において同じ。)、前条第二十二号の六に規定する事務、同条第二十三号の二に規定する事務のうち住宅金融公庫法第十七条第四項及び第八項に規定する住宅金融公庫の業務の監督に関するもの、前条

ております。

なお、本法案第二条におきましては、以上の在外公館の新設及び昇格に伴い、これらの在外公館が國との貿易関係におきましても食糧、原材料、鉱物資源の供給地として、また、わが国からの経済開発、企業振興等に伴う資本財の輸出先として

も大いに期待されております。

次に、昨年タンガニイカがザンジバルと合邦し

てタンザニアと国名を変更いたしましたので、こ

れに伴いまして所要の改正を加えることといたし

第二十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の業務で宅地の造成、管理及び処分、土地区画整理事業、水面埋立事業、新住宅市街地開発事業並びに首都圏市街地開発区域整備法及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するもの、同条に改める。

都市局においては、前条第五号から第五号の四までに規定する事務、同条第五号の五に規定する事務(計画局の所掌に属するものを除く。)、同

事務第五号の六から第五号の九までに規定する事務、同条第五号の十及び第五号の十一に規定する事務のうち工業団地造成事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に關するもの、同条第六号から第七号までに規定する事務、同条第二十二号に規定する事務のうち建築基準法による地域、地区及び街区の指定に關するもの並びに同条第二十二号の五に規定する事務のうち新住宅市街地開発事業に係る都市計画及び都市計画事業の決定に關するものをつかさどる。

第四条第七項を次のように改める。

| | | | |
|-----------------------------|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| | | | |
| 第十二条各号を次のように改める。 | 第一 国土計画及び地方計画に関する調査及び 二 こと。 | 第一級建築士試験委員 | 第一級建築士試験に關する事務の監督に當る と。と。 |
| 中央建築士審査会 | 建築審議会 | 中央建築士審議会 | 第一級建築士試験に關する事務の監督に當る と。と。 |
| 第一級建築士試験に關する事務の監督に當る こと。 | 第一級建築士試験に關する事務の監督に當る こと。 | 第一級建築士試験に關する事務の監督に當る こと。 | 第一級建築士試験に關する事務の監督に當る こと。 |
| | | | |

郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業に係るものに関するものをつかさどる。

第五条の三第一項中「に關するもの並びに日本住宅公團の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに關するもの」を「及び業務に關するもの（計画局の所掌に屬するものを除く。）」に改める。

第六条中「建設研修所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第九条の二（見出しを含む。）中「建設研修所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

九 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理の実施すること。

十 砂防工事その他の砂防に関する管理の実施に關すること。

十一 地すべり防止工事その他の地すべりの防止及びほたる山の崩壊防止に関する管理の実施に關すること。

十二 海岸保全施設に関する工事その他の海岸の保全に關する管理の実施、助成及び監督に關すること。

十三 洪水予報及び水防警報の実施並びに水防に關する助成及び監督に關すること。

十四 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に關すること。

十五 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に關すること。

十六 公営住宅及び共同施設の建設、補修、修理及び処分の助成及び監督に關すること。

十七 住宅地区改良事業並びに改良住宅の管理及び処分の助成及び監督に關すること。

十八 防災建築街区造成事業の助成及び監督に關すること。

十九 防災建築街区造成組合に關すること。

二十 市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画に關すること。

二十一 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に關する事務に關すること。

二十二 一級建築士の免許に關すること。

二十三 国費の支弁に屬する建築物の營繕及びその附帯施設の建設に關すること。

二十四 関係国家機関に対して官公庁施設の建設等に關する法律の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求めることが並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に關する実地についての指導に關すること。

二十五 水資源開発公團法第二十四条の規定による特定施設の操作に關する指揮に關すること。

二十六 道路整備特別措置法に基づく工事の検査に關すること。

二十七 建設工事用機械の貸付けに関すること。

二十八 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のため必要な調査に關すること。

二十九 所管行政に関する監察事務に関すること。

三十 公共団体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工事用機械の修理及び運転を行なうこと。

三十一 前号に掲げるもののほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。

三十二 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行なう官給工事に使用する建築資材について特別な試験を行なうこと。

第十三条第二項を次のように改める。

2 北陸地方建設局及び四国地方建設局においては、前条の規定にかかわらず、同条第二十三号、第二十四号及び第三十二号に掲げる事務並びに同条三十号及び第三十一号に掲げる事務のうち官給工事に係る事務は、分掌しないものとする。

第十三条第三項中「第一号の三及び第二号の三に掲げる事務並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務」を「第二十三号、第二十四号及び第三十一号に掲げる事務」に改め、同条第四項中において工事を実施させる」を「における工事、維持その他の管理並びに助成及び監督に關する事務を行なわせる」に改める。

第十四条第一項中「左の五部及び一室」を「次の六部」に、「河川部」を「計画部」に改め、「企画室」

を削り、同項ただし書を次のように改める。

たゞし、北陸地方建設局及び四国地方建設局には用地部及び營繕部を、中国地方建設局には用地部を置かない。

第十九条中「三万五千七百二十人」を「三万五千七百九人に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 公共用地審議会は、第十条第一項に規定する事項のほか、昭和四十一年三月三十一日までの間に限り、建設大臣の諮問に応じて公共用地の取得に伴う公共補償の基準に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について建設大臣に意見を述べることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十四条までの改正規定は公布の日から起算して一月をこえない範囲内で改令で定める日から、第四条、第四条の二、第五条の三及び第十条の改正規定並びに次項の規定は昭和四十年七月一日から、第十九条の改正規定は昭和四十年十月一日から施行する。

建築工法の一部を次のように改正する。

2 目次中「第六章 建築士審議会及び試験委員」を「第六章 建築士審議会」に改める。

第十条第三項中「中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会」を「中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 刪除

第三十三条中「一級建築士試験委員、二級建築士試験委員」を「委員、試験委員」に改める。

第三十四条中「中央建築士審議会、都道府県建築士審議会、一級建築士試験委員及び二級建築士試験委員」を「中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会」に改める。

第二十五条中「中央建築士審議会」を「中央建築士審議会」に改める。

第三十三条中「中央建築士審議会」に改める。

第六章 建築士審議会に改める。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

（建築士審議会）

第二十八条 一般建築士試験又は二級建築士試験に關する事務をつかさどらせるとともに、この法律によりその権限に属させられた事項を処理させるため、建設省に中央建築士審議会を、都道府県に都道府県建築士審議会を置く。

（建築士審議会の組織）

第二十九条 中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会は、それぞれ委員十人以内をもつて組織する。

2 一級建築士試験又は二級建築士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会にそれぞれ試験委員を置く。

3 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

4 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

5 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

6 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

7 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

8 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

9 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

10 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

11 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

12 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

13 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

14 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

15 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

16 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

17 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

18 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

19 委員及び試験委員は、建築士のうちから、中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が任命する。この場合において、やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者のうちから、任命することができる。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数をこえてはならない。

○小山國務大臣 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近年の経済成長に伴い、産業の基盤となる各種の公共施設の整備あるいは住宅及び生活環境施設の充実に対する要請は、ますます大きくなりつつあります。また、経済成長と均衡のとれた社会開発を推進するため、宅地問題の解決が急務となつてまいりました。このような事態に対処するため、建設省といたしましては、行政組織等の面においても、これに即応する体制の整備、特に宅地対策のための機構の整備、及び本省、地方建設局間の事務執行体制の再編成が必要とされるに至っております。

このようない見地から、このたびこの法律案を提出することといたしましたのであります。その要旨は、まず第一に、計画局に宅地部を設置し、これに宅地に關する行政を統一的に所掌されることといたしております。

現在、宅地制度、宅地の造成、新市街地の開発等宅地に關する事務は、計画局、都市局、住宅局の三局に分散しておりますが、近年における宅地需給の不均衡が国民の住生活を圧迫し、健全な市街地形成の障害となつて現状にかんがみ、宅地に關する事務を宅地部に一元化し、宅地政策を強力に推進しようとするものであります。

第二、本省の所掌する実施事務を大幅に地方建設局に譲ることといたしております。

現在本省は、その本来の機能に屬する企画、統制に関する事務のほか、多量の実施事務をも處理しており、地方建設局は主として河川、道路等の直轄事業を実施しているに過ぎませんが、本省の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、かつ、建設省の所管行政の合理的な運営を図るために、今後は、都市計画するという基本方針のもとに、今後は、都市計画、住宅関係などを含めた一般行政事務及び補助金関係事務にわたって実施事務の大半を地方建設局に行なわせることとし、所管行政の運営の合理化をはかるとともに、あわせて地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、広域行政の推

進に資する考えであります。

第三に、中部地方における直轄事業の事業量の増大に対処して、中部地方建設局に用地部を設けることといたしております。

第四に、建設研修所を建設大学校に改めることといたしております。

建設研修所は、近年その組織、施設、教育内容等の飛躍的な充実を見ましたので、このたびこれを建設大学校に改称し、國、地方公共団体等を通じて、建設関係職員の養成訓練を一段と積極的に推進してまいりたいと考えております。

第五に、建築及び建築士に関する重要な事項を調査審議させるため、建築審議会を設けることとしております。

最近における建築技術、建築生産等の目ざましい進歩に対処して、建築に関する基本的施策の確立に資するため、新たに建築一般及び建築士に関する重要な事項の審議機関として建築審議会を設け、これに伴い本省の付属機関である現行の中央建築士審議会及び一級建築士試験委員会を改組して中央建築士審議会に統合し、建築行政の強化をはかりたい考えであります。

第六に、公共用地の円滑かつ適正な取得を促進するため、昭和四十一年三月三十日までの間、公共用地審議会に公共補償の基準に関する重要な項目を調査審議することといたしております。

最後に、建設業の海外進出の促進等に資するため建設関係在外公館駐在員を一名増加することに伴い、建設省の定員一名を外務省に移しかえることといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひいたします。

○河本委員長 労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

石田労働大臣。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律

第三十四条第一項及び第二項中「職業安定事務所」を削る。

理由

目次中「第三款の二 職業安定事務所(第十七条の三)」を削る。

第五条第二項中「労災補償部」を「労災防止対策部、労災補償部」に改める。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るもの)を除く。」を

「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に關するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 労災防止対策部は、前項第二号及び第三号に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に關するもの、同項第六号の三及び第十号に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうちじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に關するものをつかさどる。

第十四条中「職業安定事務所」を削る。

第二章第三節第三款の二を削る。

九十六人に、「二五、〇〇三人」を「二五、三一三人」に改める。

(施行期日)
附 則
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、職業安定事務所に係る改正規定は、昭和四十一年三月一日から施行する。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

2 百九十九号)の一部を次のように改正する。
第四十一条中「職業安定事務所」を削る。

3 (雇用促進事業団法の一部改正)
雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十
六号)の一部を次のように改正する。

3 北九州職業安定事務所は、同地域の炭鉱離職者申しあげます。

所」を削る。

第三十四条第一項及び第二項中「職業安定事務所」を削る。

理由

目次中「第三款の二 職業安定事務所(第十七条の三)」を削る。

第五条第二項中「労災補償部」を「労災防止対策部、労災補償部」に改める。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るもの)を除く。」を

「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に關するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 労災防止対策部は、前項第二号及び第三号に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に關するもの、同項第六号の三及び第十号に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうちじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に關するものをつかさどる。

第十四条中「職業安定事務所」を削る。

第二章第三節第三款の二を削る。

九十六人に、「二五、〇〇三人」を「二五、三一三人」に改める。

(施行期日)
附 則
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、職業安定事務所に係る改正規定は、昭和四十一年三月一日から施行する。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

2 百九十九号)の一部を次のように改正する。
第十八条中「一万一千七百六十八人」を「一万一千八百四十八人」に改める。

3 (雇用促進事業団法の一部改正)
雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十
六号)の一部を次のように改正する。

3 北海道開発法の一部を改正する法律案

北海道開発法の一部を改正する法律

理由

目次中「第三款の二 職業安定事務所(第十七条の三)」を削る。

第五条第二項中「労災補償部」を「労災防止対策部、労災補償部」に改める。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るもの)を除く。」を

「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に關するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 労災防止対策部は、前項第二号及び第三号に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に關するもの、同項第六号の三及び第十号に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうちじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に關するものをつかさどる。

第十四条中「職業安定事務所」を削る。

第二章第三節第三款の二を削る。

九十六人に、「二五、〇〇三人」を「二五、三一三人」に改める。

(施行期日)
附 則
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、職業安定事務所に係る改正規定は、昭和四十一年三月一日から施行する。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

2 百九十九号)の一部を次のように改正する。
第十八条中「一万一千七百六十八人」を「一万一千八百四十八人」に改める。

3 (雇用促進事業団法の一部改正)
雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十
六号)の一部を次のように改正する。

3 北海道開発法の一部を改正する法律案

北海道開発法の一部を改正する法律

理由

目次中「第三款の二 職業安定事務所(第十七条の三)」を削る。

第五条第二項中「労災補償部」を「労災防止対策部、労災補償部」に改める。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び第六号の二に掲げる事務(労働災害防止規程に係るもの)を除く。」を

「に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち労働福祉事業団の監督に關するもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 労災防止対策部は、前項第二号及び第三号に掲げる事務、同項第六号の二に掲げる事務のうち中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会の監督に關するもの、同項第六号の三及び第十号に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうちじん肺法及び労働災害防止団体等に関する法律の施行に關するものをつかさどる。

第十四条中「職業安定事務所」を削る。

第二章第三節第三款の二を削る。

九十六人に、「二五、〇〇三人」を「二五、三一三人」に改める。

(施行期日)
附 則
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、職業安定事務所に係る改正規定は、昭和四十一年三月一日から施行する。
(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

2 百九十九号)の一部を次のように改正する。
第十八条中「一万一千七百六十八人」を「一万一千八百四十八人」に改める。

3 (雇用促進事業団法の一部改正)
雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十
六号)の一部を次のように改正する。

3 北海道開発法の一部を改正する法律案

及び帯広市に少年院を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋(等)国務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、法務省における定員規模の適正化をかるため、法務省の職員の定員を改めようとする点であります。

法務省におきましては、法務省設置法第十三条の十七において、その職員の定員が定められております。

この十七において、その職員の定員が定められておりますのであります。今回の改正は、これを法務本省について九十八人増加しようとするものであります。

法務省における登記事務の増加に対処し、並びに少年院を新設するため真に必要やむを得ないものであります。

改正点の第二は、鈴蘭台学園の名称及び位置を変更することも、青森県東津軽郡平内町及び帯広市に少年院を新設しようとする点であります。

まず、鈴蘭台学園の施設は、その老朽の度がはなはだしいのみでなく、同学園の構内には公道が維持しており、さらに周辺地域一帯が近年住宅地として急速に開発されている等の事情にかんがみ、現在においては少年院の所在地として不適当な環境となつてしまつたのであります。そこで、政府といたましましては、早急に同学園の施設を他に新設すべく努力をいたしました結果、兵庫県古川市所在の国有地の一部を新施設の敷地とし、近く少年院を開設し得る速びとなりましたので、同学園の位置を石川古川市に変更するとともにその名称を播磨少年院と改めようとするものであります。

次に、少年院における教化活動を充実強化して、非行少年に対する矯正教育を有効適切ならしめるため、少年院を増設する必要があると認められますので、青森県東津軽郡平内町及び帯広市に

新たに青森少年院及び帯広少年院を設けようとするものであります。

最後に、法務省設置法の別表の整理についてであります。が、村を町とする処分に伴い、法務局及び

地方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めている同法の別表三について整理の必要が生じましたので、所要の整理を行なおうとするものであります。

以上が、法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○河本委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を講題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

松浦運輸大臣。

○河本委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を講題とし、趣旨の説明を聴取いたしました。

二 飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する法律案

第四十七条第一項の表中「新潟県」を「新潟県」

長野県」に、「東京都」を「東京都 埼玉県 群馬

県に、「茨城県」を「茨城県 栃木県 山梨県」に改め、「北海道」を削り、「大阪府」を「大阪府 奈良県に、「静岡県」を「静岡県 岐阜県」に改め、

第五十五条の二第一項第一号中「関する」との下に「(港湾建設局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第八十三条の表中「一四、九六一人」を「一五、〇八五人」に、「六、〇三八人」を「六、〇八八人」に、「三三、五六一人」を「三二、七三四人」に改める。

〔三三、五六一人〕を「三二、七三四人」に改める。

困難な場合が生じますので、そのような場合、必要と認めますれば國が委託に応じられることとしたのであります。

改正の第二点は、港湾審議会に港湾の管理に関する重要事項を調査審議することであります。

港湾審議会は、港湾計画等港湾の開発に関する重要な事項を調査審議する機関であります。最近における港湾の急速な発展、港湾整備五カ年計画の改定等に伴い、港湾管理者の財政基盤の強化、港湾設備の効率的使用の確保、広域港湾のあり方等、港湾の管理に関する諸問題についても検討する必要があります。

港湾の管理に関する問題についても同審議会で調査審議する必要が生じてきましたのであります。したがいまして、従前からの港湾の開発の問題とあわせてこれらとの問題についても同審議会で調査審議する必要が生じてきましたのであります。

改正の第三点は、臨時鉄道法調査会の廃止に伴う関係規定の整備を行なうことであります。

臨時鉄道法調査会は、鉄道に関する法制に関する重要事項を調査審議するため昭和三十八年四月に設けられたもので、その存続期限は本年三月三十日までとされております。同調査会は、発足以来二十数回にわたる審議を重ね、近くその審議を終える運びとなりましたので、このたび同調査会の廃止に伴い関係規定の整備を行なうこととしたのであります。

改正の第四点は、港湾建設局の所掌事務に飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する國の直轄の事務等を行なわせることとともに、同省の職員の定員を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改正の第五点は、港湾建設局の所掌事務に飛行場の建設等の工事は、現在、航空局と航空保安事務所で行なつておりますが、地方支分部局である航空保安事務所は航空機の運航の安全に関する事務を主としており、その工事の大半は本省の航空局で行なつております。

工事の実施においてとかく円滑を欠く状況であります。したがいまして、今回土木工事を専門に実施しております港湾建設局に、この飛行場の建設等の工事に関する事務を移し、所掌事務の合理化をはかることにいたしましたのであります。これに伴

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び海面」を「その他海面及び飛行場」に改める。

第二十一条の二第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 委託により、飛行場の工事を施行すること。

第三十八条第一項の表港湾審議会の部中「開発」の下に「及び管理」を加え、同表中「臨時鉄道法調査会」を削り、同条第三項を削る。

第四十六条第一号中「含む」の下に「次号において同じ」を加え、同条第二号中「海面」の下に「及び飛行場」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する法律案

第四十七条第一項の表中「新潟県」を「新潟県」

長野県」に、「東京都」を「東京都 埼玉県 群馬

県に、「茨城県」を「茨城県 栃木県 山梨県」に改め、「北海道」を削り、「大阪府」を「大阪府 奈良県に、「静岡県」を「静岡県 岐阜県」に改め、

第五十五条の二第一項第一号中「関する」との下に「(港湾建設局の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第八十三条の表中「一四、九六一人」を「一五、〇八五人」に、「六、〇三八人」を「六、〇八八人」に、「三三、五六一人」を「三二、七三四人」に改める。

〔三三、五六一人〕を「三二、七三四人」に改める。

いまして、港湾建設局の管轄区域に若干の修正を加えることといたしました。

改正の第五点は、事務の円滑な処理をかるため、運輸省の常勤職員の定員を三万二千五百六十一人から三万二千七百三十四人に改めることとしたことであります。

このほか、空港整備事業の事務費を港湾整備勘定で経理するため、この法律案の附則で港湾整備特別会計法の一部を改正することといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○河本委員長 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。

赤城農林大臣。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律
農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「茶原種農場」を「茶原種農場」と「さとうきび原原種農場」に改める部分に限る。)及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は同年十月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は同年十二月一日から施行する。食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかるらず、昭和四十年九月三十日までの間は、二万八千九百十四人とする。

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定(「茶原種農場」を「茶原種農場」と「さとうきび原原種農場」に改める部分に限る。)及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は同年十月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は同年十二月一日から施行する。食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかるらず、昭和四十年九月三十日までの間は、二万八千九百十四人とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(さとうきび原原種農場)

第三十二条の二 さとうきび原原種農場は、さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 さとうきび原原種農場は、鹿児島県に置く。3 さとうきび原原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三条第二項の表中「大宮種畜牧場

市」を「白河種畜牧場

白河市」に改め、同条の

次に次の二条を加える。

○赤城国務大臣 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林省本省の付属機関として、さとう

(農林研修所)

第三十三条の二 農林研修所は、農林省の所管行

政に係る事務又は技術を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修(他の所

掌に属するものを除く。)を行なう機関とする。

農林研修所は、東京都に置く。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

3 2 農林研修所の内部組織については、農林省令

で定める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

| 区 | 分 | 定 | 員 |
|---|---|---------|---|
| 合 | 計 | | |
| 本 | 食 | 三〇、三二八人 | |
| 水 | 林 | 二八、九一三人 | |
| 产 | 野 | 一、〇七八人 | |
| 合 | 計 | 一、八二一人 | |
| | | 六二、一四〇人 | |

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 ただし、第十七条の改正規定(「茶原種農場」を「茶原種農場」と「さとうきび原原種農場」に改める部分に限る。)及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は同年十月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は同年十二月一日から施行する。

第三十二条の次に次の二条を加える。

(さとうきび原原種農場)

第三十二条の二 さとうきび原原種農場は、さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2 さとうきび原原種農場は、鹿児島県に置く。3 さとうきび原原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三条第二項の表中「大宮種畜牧場

大宮

市」を「白河種畜牧場

白河市」に改め、同条の

次に次の二条を加える。

(さとうきび原原種農場)

内閣総理大臣又は関係各大臣の諮詢に応じて、国民生活の安定及
び向上に関する根本的な経済政策を策定し、並びにこれらを実現する事項を調査及び計画等に關する重要な事務を審議し、並びにこれらを監督する事務部長は内閣総理大臣又は閣

第十五条中「五百八十人」を「五百九十一人」に改める。
附則第三項を削る。

114

2 この法律は昭和四十年四月一日から施行する。
3 経済企画庁の定員は、改正後の第十五条の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、五百九十二人とする。

理由

国民生活の安定及び向上に関する総合的な施策を強力に推進するため、経済企画庁に国民生活局を設置し、及び国民生活向上対策審議会を改組し、あわせて経済企画庁の職員の定員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○高橋(衛)国務大臣 経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案におけるおもな改正点の第一は、経済企画庁に、新たに国民生活局を設けること、第二は、国民生活向上対策審議会を改組すること、第三は、経済企画庁の職員の定員を改めることであります。以下その内容の概略を御説明申し上げます。

ます、國民生活局の設置について申し上げます。わが國経済は、近年の著しい發展によつて、産業構造の高度化、國際競爭力の強化、所得水準の向上、雇用状態の改善など、目ざましい成果をあげてしまひました。しかしながら、他方この間ににおいて、ややもすれば、國民生活の實質的な面がおろ

確かにそれがちとなり、さらに、その向上を阻害

するような諸事情も見られるようになつておるの
でありまして、今後は、これらの阻害要因を積極
的に取り除くのみならず、経済成長の成果が真に
国民福祉の向上に結びつくよう強力な施策を推進
すべきであると思われます。

このようないろいろな課題に対処していくために、この際
独自の使命を持つた国民生活行政が新しく展開さ
れることが必要であると考えられます。この国民
生活行政の理念は、経済発展と社会開発とを調和
的、均衡的に推進し、完全雇用を達成し、所得の
向上とその格差是正をはかるとともに、物価の安
定、生活環境の整備、社会保障の充実などにつと
め、国民全體が豊かで合理的な生活を享受し得る
ような高度の福祉社会を実現することでありま

すが、臨時行政調査会の答申をもって再検討すべくものとして修正削除されました経緯にかんがみ、同答申との関係につき検討いたしました結果、同答申の趣旨は、国民生活局の構想と大筋においては合致するものと思われますので、前回案につき一部修正を行ない、一般消費者の保護に關する規定を独立させましたほかは、実質的に前回と同案いたしております。

次に、国民生活向上対策審議会の改組について

三

1 「」の法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2
科学技術庁の定員は、改正後の科学技術庁設置法第二十四条の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、千八百六十一人とす
る。

理
中

航空宇宙技術研究所に支所を設けることができることとともに、科学技術庁の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條の二」を「第二十七條」に改め
る。

第五条第一項第十五号中「及び国民体育館」を削り、同項第十七号の二を削る。

科学技術庁誌 法一語卷正章 江戸ノ

卷六

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術厅設置法（昭和三十一年法律第四十

第十一章 代表

号)の一編を以て、本邦古事記

第十七條第四項中「内部組織」の下に「並びに

所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を

条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加

の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号に次のただし書を加え

る。

ただし、成年に達した者に対する定額の十

額の三分の三に相当する額の金額とする。

(皇室経済法施行法の一部改正)

第二条 皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「五百十万円」を「六百二十万円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

○白井政府委員 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対する皇族費の年額は、現在同法第六条第三項第四号により、年齢には関係なく、一律に定額の十分の一に相当する額の金額となつております。まず、皇室経済法の一部改正についてあります。

独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対する皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず、皇室経済法の一部改正についてあります。独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対する皇室経済法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

次に、皇室経済法施行法の一部改正についてであります。

皇族費の定額は、同法第八条により、現在五百万円となつております。最近における皇族の内外御交際の増加に伴う経費の増大及び一般経済生活の上昇並びに官家職員の給与の引き上げに必要な経費等を考慮し、その定額を六百二十万円にいたしたいと存じます。

以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 次会は、来たる九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開くこととし、午前十一時二十八分散会

昭和四十年二月八日印刷

昭和四十年二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局